

1 補助金の概要

(1) 趣旨

この補助金は、住民主導によるまちづくりを進めていくとともに、独創的、個性的な地域づくりを行う各種の事業を実施するために必要な経費について、町が予算の範囲内において補助する制度です。

(2) 補助対象者

- ①自治会又は活動団体
- ②その他町長が適当と認める団体

*団体の要件とは（以下の全ての要件を満たす団体でなければなりません）

- (1) 規約、会則等に基づいて民主的で適正な運営が行われていること。
- (2) 活動の拠点が町内にあり公益的な活動を行うこと。
- (3) 2人以上の構成員があること。
- (4) 法令に抵触する活動及び公の秩序又は善良な風俗を害する活動をしていないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動をしていないこと。

(3) 補助の対象となる事業

補助金の対象となる地域づくり事業とは、次に掲げる事業です。

- ①地域の特色や立地などを活かした独創的、個性的な事業
- ②地場産品の発掘や開発などに資する事業
- ③人材の発掘や育成に資する事業
- ④地域活性化のためのイベントや交流活動
- ⑤その他、町長が必要と認める事業

(4) 補助の内容

- ①補助金額は、1件の申請に対し 30万円を上限として、町の予算の範囲内で交付します。
- ②採択件数は、予算の範囲内で交付するため、5件程度の予定ですが、新規事業を優先して採択します。
- ③申請は、1団体につき1年度1事業申請できます。
- ④補助回数は、同一団体からの同一事業については3カ年を限度とします。
ただし、効果があると認められる事業については事業期間を延長できます。
- ⑤補助事業の実施期間は、交付決定を受けた日から、平成30年3月31日までとします。

(5) 補助の対象となる経費

事業実施に必要な下表の経費が補助の対象になります。

項目	説明	備考
報償費	当該事業実施のために必要な謝金 (講師等への謝金・謝礼)	主催関係者に対する報償は除く。 謝礼の金額は、社会通念上適当な額とする。
旅費	当該事業実施のために必要な旅費 (研修旅費、講師旅費、宿泊費等)	
食料費	講師やイベント参加者に提供するもの、会議・打合せ時の食糧費(茶菓子程度)	事業に係る会議、打合せの食料費は社会通念上適当な額とし、原則酒類は認めない。
消耗品費	当該事業実施のために必要な消耗品費	参加賞、記念品等は除く。
光熱水費	当該事業実施のために必要な光熱水費 (電気代、ガス代、水道代、燃料代等)	
印刷製本費	当該事業実施のために必要な印刷物等制作費 (チラシ、ポスター、パンフレット等)	
通信運搬費	当該事業に必要な通信運搬費 (切手、はがき、送料、振込手数料等)	
原材料費	当該事業に直接必要な原材料費	
保険料	当該事業に必要な保険料 (行事保険、参加者、講師等の損害賠償保険等)	保険は安全管理上加入してください。
委託料	当該事業目的のために必要な委託料 (主催関係者では行うことが困難、又は外部委託したほうが効率的なもの)	
使用料及び賃借料	当該事業目的のために必要な備品等の使用料及び賃借料 (機器の借り上げ料、会場使用料、車借り上げ料等)	
工事請負費	当該事業目的のために必要な工事請負費 (やぐら設置、電気工事、整地費用等)	
備品購入費	当該事業目的のために必要不可欠な備品購入費	主催団体が日常的に使う備品は除く。 備品台帳を整理し管理を行うこと。
その他	町長が特に必要と認めたもの	

(6) 補助の対象外経費

以下の経費については補助の対象外となりますのでご注意ください。

- ①主催団体の経常的な活動や運営等団体の維持に要する経費
- ②主催団体の構成員に対する謝礼等の人件費
- ③主催団体の構成員の親睦に要する経費
- ④家賃（敷金、礼金も含む）
- ⑤土地の取得、造成、補償に係る経費
- ⑥補助金交付決定以前に支出した経費
- ⑦領収書のないもの、及び領収書の宛名・品目・使途が不明なもの
- ⑧その他、事業に直接かかわらない経費や町長が不適切であると認めた経費

2 申請団体の募集方法等

(1) 事前申込み

補助金交付の申請を希望する団体は、江北町地域活性化補助金事前申込書（様式第1号）を江北町役場政策課へ提出してください。

(2) 事前申込書の受付期間

平成29年3月7日（火）～平成29年3月21日（火）

※郵送の場合は、3月21日（火）の消印まで有効です。

(3) 事前申込みの決定について

事前申込みを受理し、補助対象事業として適正な事業と認めたときは、以下の方法にて決定を行います。

①事前申込みが予算の範囲内の場合

実施事業団体に決定の旨結果通知を行います。

②事前申込みが予算の範囲を超えた場合

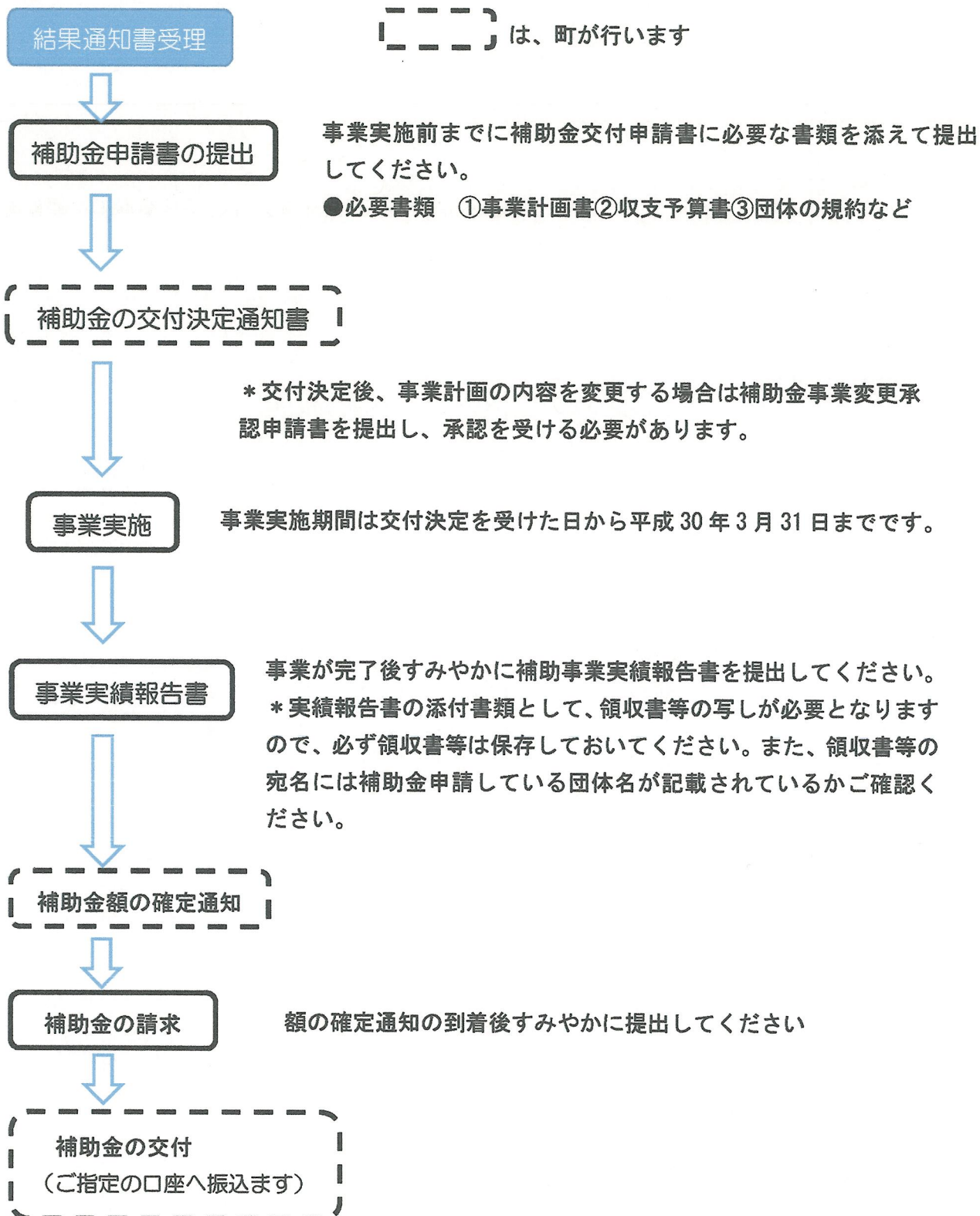
次に掲げる基準により優先順位を定め、実施事業団体を決定し結果通知を行います。予算の範囲を超えた時点での順位で、同順位の団体が複数ある場合はその順位内において抽選により決定します。

優先順位	基準
1	前年度より活性化補助金の交付を受け実施している事業で、活性化補助金の交付年数が3年以内の団体からの申請。
2	過去に活性化補助金の交付を受けていない団体からの申請。
3	過去に活性化補助金の交付を受けた団体は、交付年度の古い団体からの申請。
4	要綱第5条第3項に該当する団体からの申請

(4) 決定後の流れ

 は、申請者が行います

 は、町が行います



問い合わせ・申込先

江北町役場政策課 企画情報係

TEL : 0952-86-5612

FAX : 0952-86-2130